

定例記者会見資料	
平成30年11月2日	
担当課 (担当者)	経済・雇用戦略課 (坂本・岩崎)
電話 (内線)	0857-20-3222 (市役所内線 2514)

「とっとりまちづくりファンド」「鳥取市まちづくり融資」 の取扱いを開始します

～新規創業支援及び鳥取市リノベーションまちづくりの推進～

鳥取市と株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫は、「新規創業支援」及び「鳥取市リノベーションまちづくり」について、協働した取組みを進めます。

具体的には、鳥取市、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫が、共同出資で設立する「とっとりまちづくりファンド」を設立し、中心拠点・地域生活拠点で、遊休不動産をリノベーションし、まちの魅力向上に資する事業を起業・創業する事業者の支援を行っていきます。

また、株式会社鳥取銀行、鳥取信用金庫が、11月1日より、同様の事業を対象とした「鳥取市まちづくり融資」の取扱いを開始しました。鳥取市は、事業者の利子負担を軽減するため、本融資へ利子補給を行います。

1 目的及び効果

地域活力や拠点性を高めることが期待されるエリアで、遊休不動産（空き家・空き店舗 etc.）を活用した民間まちづくり事業に特化した支援をすることで、起業・創業する事業者にとって、既存制度よりも有利な資金調達を可能とするとともに、地域の課題解決につながる新たな事業の創出を促し、まちの魅力の向上を図ります。

2 鳥取市リノベーションまちづくりとは

空き家・空き店舗など遊休不動産の利活用を通じて、地域の課題解決に資する事業を一定のエリアで複数展開することで、まちの魅力を高めていく取り組みです。

鳥取市では、既に高度な都市機能が集積している中心市街地を「中心拠点」、身近な生活サービス機能が集積している市総合支所周辺などを「地域生活拠点」と定めており、これらの拠点において都市機能の集積を一層進め、まちの賑わいの創出と地域経済の活性化を図るため、鳥取市リノベーションまちづくりを推進しています。

3 投資・融資制度の内容

<共通部分>

投融資対象者	起業・創業、第二創業する法人・個人事業主 ※投資については、個人事業主は対象外
投融資対象事業	遊休不動産のリノベーションなどの施設整備に関わる事業を原則として、働・遊・学・住などに関連するコンテンツを整備・運営するものうち、先駆的・独創的・ニッチ的かつ「まちの魅力向上」に資する事業
投融資対象地域	鳥取市都市計画マスタープランに定める ① 中心拠点 ② 地域生活拠点
投融資委員会の設置	鳥取市・株式会社鳥取銀行・鳥取信用金庫で投融資委員会を組織し、協働で事業者を支援。事業開始後にも地域への事業波及効果などを検証する。

<投資：ファンド詳細> 市内に本店を有する金融機関と市でファンドを組成し投資。

出資機関	鳥取市・株式会社鳥取銀行・鳥取信用金庫
ファンド名称	とっとりまちづくりファンド有限責任事業組合
ファンド規模	80百万円 <市：40百万円・鳥銀35百万円・鳥信5百万円>
設立時期（予定）	2019年2月1日
運用期間	2033年1月31日まで

<融資：商品詳細> 市が当該融資の利子補給を実施することで事業者利子負担を0.5%に。

取扱金融機関	株式会社鳥取銀行・鳥取信用金庫
融資商品名	鳥取市まちづくり融資 ～リノベーション創業型～
取扱期間	2018年11月1日 ～ 2023年3月31日
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額・期間	35百万円・10年以内（据置1年以内を含む。）
融資利率	0.5%/年（変動金利 基準金利は鳥取県制度融資基準金利とする）
保証料率	（保証協会保証の場合）0.45%～1.90% 区分の適用は保証協会の定めによる

4 投融資イメージ

